



消防職員の立入検査について

「立入検査」とは、事業所などに立ち入って火災につながる危険性はないか、火災が起きた時に安全に避難できるか、消防用設備等はすぐに使用できるかを、消防法などの関係法令に基づき、建物や消防用設備等の検査をすることです。不備や違反があれば速やかに直していただくよう、指導させていただいています。消防職員が定期的に建物を検査することで火災を予防し、その建物を利用する方の安全を守ることにつながります。事業所の方は引き続き、建物や消防用設備等の維持管理にご協力よろしくお願いたします。



尾道消防署一同

Onomichi Stride コラム

～革新の旋風を巻き起こす!? ルーキーのつぶやき～

こんにちは、ルーキーです。9月になりましたが、残暑が厳しいですね。水分はしっかり摂っていますか？

まだまだ熱中症の危険はあるので、市民の皆様も体調には気を付けましょう😊

さて、消防職員の立入検査ですが、火災を未然に防ぐために行っています。設備等をしっかりと維持管理していただくことで火災が起きても被害を最小限にとどめることができます。大切な命や財産を守るため、消防の立入検査にご協力を宜しくお願いたします。ルーキーも各事業所に検査のため立ち入らせてもらっています。消防用設備等の設置基準など関係法令について、日々勉強する毎日です。火災予防の重要性が少しずつですがわかってきました。一人前になれるよう頑張っていきます！以上、ルーキーでした！！



2024.9.5



ルーキー memo

総務省消防庁立入り検査標準マニュアル

【<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/post-13/tachiirikensa-manual.pdf>】

